

## 新交通システム導入検討分科会の設置について（案）

平成 30 年 5 月 22 日  
稲敷市地域公共交通会議

## 1. 設置趣旨

稲敷市公共交通再編方針（平成 29 年 10 月 23 日）に基づき、新交通システムの導入のための調査及び検討を行うため、稲敷市地域公共交通会議設置要綱第 8 条に基づき、「新交通システム導入検討分科会」を置く。

## 2. 構成員

学識有識者	公共交通マイスター 為国 孝敏 氏
市民・ 地域公共交通の利用者	検討対象地区の区長又は代表者
	検討対象地区の PTA 代表者
	検討対象地区の老人クラブ代表者
関係する運行事業者	提案を提出した事業者
	福祉有償運送事業者
稲敷市	政策企画課

## 3. スケジュール

	H30	H31	H32	H33
東地区	分科会における検討 →	運行準備 →	運行 →	
桜川地区 本新地区 高田地区		分科会における検討 →	運行準備 →	運行 →

# 地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長2ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

② 提案内容について協議

【最長4ヶ月】

※地域の移動ニーズへの対応の可否  
という観点を中心に協議

合意

合意に至らず

※提案内容が地域の移動ニーズに  
対応していると認められないとき 等

交通事業者によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

③ 自家用有償旅客運送について検討

④ 交通事業者への運行委託について検討

委託可能

委託困難

交通事業者による  
地域交通の確保

市町村による地域交通の確保（交  
通事業者への運行委託）

市町村による地域交通の確保  
（交通事業者以外への運行委託含む）

NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う

## 地域の移動ニーズに対応した交通の導入についての提案要求

平成 30 年 4 月 17 日  
稲敷市地域公共交通会議

当市においては、稲敷市公共交通再編方針（H29.10.23）に基づき、平成 32 年 4 月に稲敷市東地区、平成 33 年 4 月に稲敷市桜川地区にて、既存の路線バスの代替えとして自家用有償旅客運送の導入を検討している。

その前段として、交通事業者による地域交通の確保が可能であるか具体的な提案を求める。

### 1. 対象地域

稲敷市 東地区、桜川地区および江戸崎地区の一部

### 2. 代替対象の既存路線

桜東バス 十余島線、佐原線（浦向経由）

ブルーバス 古渡線、神宮寺線、西代線

### 3. 地域の移動ニーズ

参考資料として閲覧およびデータ提供できる資料

- ・平成 28 年度 稲敷市地域公共交通網形成計画策定調査業務 報告書
- ・平成 28 年度 稲敷市地域公共交通再編実施計画策定支援業務 報告書
- ・平成 29 年度 稲敷市地域公共交通再編検討業務 報告書

### 4. 求める提案の内容

- ・運行区域又は運行路線
- ・運行便数（平日、土、日祝）
- ・運賃、定期券、回数券
- ・IC カードの有無、接続配慮路線、その他利用促進策
- ・必要資金の額および調達方法（運賃収入、広告収入、国庫補助など）  
（下線部分は必須）

### 5. 提案期限

平成 30 年 6 月 29 日

## 要求先一覧

ジェイアールバス関東(株)

関東鉄道(株)

晃進物流(株)

ブルーバス(株)

さくら自動車(株)

江戸崎合同ハイヤー(株)

霞ヶ浦交通(有)

(有)大利根タクシー

(有)東タクシー

茨城県バス協会

茨城県タクシー協会